

## 諸外国の「貿易自由化」影響分析の事例——オーストラリア 豪米 FTA

玉井哲也 農林水産政策研究所総括上席研究官

本章では、オーストラリアの貿易戦略、特に豪米 FTA に関して、経済モデルを使った事前の影響分析に焦点をあてて、その経緯や内容について紹介する。オーストラリアは、自由貿易協定を推進するに当たって経済的効果を重視していることから、経済モデルによる事前分析を行うことが一般的である。なかでも、豪米 FTA (オーストラリア・米国 FTA) の場合には、2 度の試算が行われる、かなり異例と思われる経過をたどった。

### 1. オーストラリアの貿易

#### (1) オーストラリアの貿易構造

最初に、豪米 FTA 等の背景・前提であるオーストラリアの基本的な貿易構造と貿易政策を概観する。

オーストラリアは OECD に加盟している国だが、その貿易構造は、一次産品（農林水産物、地下資源）を輸出の中心としている。石炭、鉄鉱石、天然ガス、アルミニウム、天然ガス、小麦、牛肉、ワイン等を輸出し、原油、乗用車、コンピュータ、家電製品、医薬品等を輸入する。関税構造も、2010 年時点で実行関税率の平均が 3.1%、農産物の関税率の方が工業製品 (3.4%) よりも低くて 1.4% である。オーストラリアでは伝統的に厚く保護されてきた繊維・衣類・履き物に比較的高い関税率が残るが、それもおおむね 10% ないし 5% である。10% よりも高い関税率となり得るのは、従量税の課される数品目であり、チーズ及びカードの 1kg 当たり 1.22 豪ドルと、中古車の 1 台当たり 12,000 豪ドルである (中古車の従量税は、従価税 5% に加えて課され得るというもので、実際には免除されることが多い) <sup>1</sup>。

#### (2) 欧州から太平洋へ、多国間主義から二国間重視へ

現在のオーストラリアは、上記のような低関税であるが、昔からそうだったわけではない。オーストラリアの独立（連邦化）した 1901 年以來、国内の未発達産業を保護してのその育成を図るために、保護主義的な政策をとり、工業、農業の両方について、高い関税を課していた。また、20 世紀半ばまで、オーストラリアからの最大の輸出先

---

<sup>1</sup> WTO(2011)。

は英国であり、旧宗主国である英国とは特別な貿易関係を有していた。ヨーロッパからの移民により成立してきた経緯から、英国以外の欧州とも関係は深かった。

しかしながら、1973年に英国はEC（欧州共同体）に加盟し、その輸入先を欧州大陸部にシフトする。英国市場への輸出が大幅に減少したオーストラリアは、新たな輸出先を米国、アジア、中東など太平洋沿岸、あるいはインド洋沿岸に求めることになった（ただし、立憲君主制をとるオーストラリアの国王は依然として英国国王（女王）であるエリザベス2世陛下であり、従来の経緯もあるので、なお欧州諸国を合わせると貿易額は決して小さいわけではない）。それと同時期に、それまでの保護主義的な政策から、貿易の自由化と国内の規制・補助等の削減・撤廃を進める方向に転換した<sup>2</sup>。貿易自由化については、1980年代、90年代はGATTなど世界全体の枠組みで自由化を進めることを優先する多国間主義をとっており、従来から特別に経済的つながりの強い隣国であるニュージーランドとの1983年の協定を除いては、二国間で特惠関税等を設けるFTAには消極的であった。GATT体制の下で関税の一方的な引き下げを行い、同時に国内でも補助金の廃止など経済の自由化を進めた。このあたりはニュージーランドと同様で、いったん動き始めると変化は速く、短期間で関税率も国内農業補助も他のOECD諸国に比較して大幅に低い水準となった。

その後、世界各国がFTA締結を進めていく一方で、WTO体制の下での多国間交渉の先行きが不透明になっていく状況を受けて、1990年代末から、二国間貿易協定を重視する立場に移行していく。1997年にオーストラリア外務貿易省（DFAT）が発出した初めての外交貿易白書においてFTAの推進も重要であることを表明し、2003年2月の二度目の白書ではこれをより鮮明にした<sup>3</sup>。

### （3）二国間でのFTAの積極的推進

いったん二国間主義に軸足を移したオーストラリアは、急速に、そして徹底してFTAを追求する。2000年代の前半から、貿易パートナーに働きかけて、次々とFTA交渉を始めている。第1表にまとめたのは、オーストラリアのFTAの締結、交渉などの状況である。

これらFTAの交渉時期を見ると、シンガポールとのFTAは2003年2月に署名しており、タイとの交渉は2002年5月に開始であった。更に2005年には、ASEAN（東南

---

<sup>2</sup> 近藤正臣（2013）。

<sup>3</sup> DFAT(2003)。

アジア諸国連合)、中国、マレーシア等との交渉を開始した。日本と交渉開始に合意したのは2006年末だが、交渉しようという働きかけはその何年も前から盛んになされていた。上述の2003年の外交貿易白書によりFTA重視を打ち出した前後から、一斉に各国とのFTAに向かっているのである。米国とのFTAもそうした動きの一環として、2002年11月に交渉開始を表明された。

#### 第1表 オーストラリアのFTA

相手国ないし名称	現状	経緯等	概要
ニュージーランド	締結済み	1983年1月発効	1990年までに全ての関税を撤廃
シンガポール	締結済み	2001年4月交渉開始、 2003年2月署名、 2003年7月発効	発効日から全ての関税を撤廃
タイ	締結済み	2002年5月交渉開始、 2004年7月署名、 2005年1月発効	豪は2015年まで、タイは2025年までに全ての関税を撤廃
米国	締結済み	2003年3月交渉開始、 2004年5月署名、 2005年1月発効	豪は2015年まで、米国は2025年までに関税撤廃。ただし、米国は、砂糖で一切譲許を行わず、乳製品で関税割当を維持(対豪枠は恒久的に毎年拡大していく)、牛肉についても当面関税割当が残るが枠を年々拡大し最終的に関税撤廃
チリ	締結済み	2007年8月交渉開始、 2008年7月署名、 2009年3月発効	2015年までに相互に全ての関税を撤廃。ただし、チリの砂糖(1701.11.00、1701.12.00、1701.91.00、1707.99.10、1701.99.20及び1701.99.90)については、6%の従価税は撤廃するが特定関税(1年ごとに決定され、上限は25.5%)は維持
ASEAN・オーストラリア・ ニュージーランド	締結済み	2005年2月交渉開始、 2009年2月署名、 2010年1月発効	カンボジア、ラオス、ミャンマーを除くアセアン7カ国では、オーストラリアの輸出(2007/08年度)の96%に当たる90～100%のタリフラインで関税撤廃。
マレーシア	締結済み	2005年5月交渉開始、 2012年5月署名、 2013年1月発効	マレーシアは2020年までにタリフラインベースで98.8%の関税を撤廃、牛乳・豚・豚肉・家禽・家禽肉・卵はTRQだが枠内無税、枠は継続的に拡大。(豪は発効と同時に全ての関税を撤廃)
韓国	締結済み	2009年5月交渉開始、 2014年4月署名、 2014年12月発効	韓国の農林水産物を除き相互に関税撤廃。韓国のコメ、粉乳、野菜の一部等に関税が存続
日本	締結済み	2007年4月交渉開始、 2014年7月署名、 2015年1月発効	日本側はコメを除外したほか、麦類、食肉、乳製品等で関税が存続
中国	合意済み (未署名)	2005年5月交渉開始、 2014年11月合意達成	中国はコメ、砂糖などを除くものの、乳製品、牛肉・羊肉、野菜・果実など多くの農産物の関税を撤廃
GCC(湾岸協力理事会)	交渉中	2007年7月交渉開始	2005年からアラブ首長国連邦単独との交渉を始めたものを変更。2009年6月の第4回交渉会合の後、進展無し
TPP(太平洋戦略パートナーシップ協定)への参加	交渉中	2010年3月交渉開始	P4(ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール間で2006年発効)の拡大協議に米国、ペルー、ベトナムとともに参加。マレーシア、日本、メキシコ、カナダもその後参加。
インド	交渉中	2011年7月交渉開始	「包括的経済協力協定」として交渉。2013年5月までに5回の交渉会合
インドネシア	交渉中	2013年3月交渉開始	「包括的経済連携協定」として交渉。2013年7月までに2回の交渉会合
RCEP(東アジア地域包括的経済連携)	交渉中	2013年5月交渉開始	アセアンと日本、中国、韓国、豪、NZ、インドの16カ国の枠組み。2013年9月までに2回の交渉会合

出典:DFAT(オーストラリア外務貿易省)ホームページの情報などからとりまとめ。2014年12月16日現在。

#### (4) オーストラリアが進める FTA の内容

##### 1) 貿易額の大きな相手から交渉

オーストラリアの FTA の締結、交渉の経緯を見れば、交渉の進め方に明らかな 2 つ

の特徴が認められる。まず、貿易額の大きい相手とは軒並みに FTA を進めようとしていることである。

第 2 表 オーストラリアの輸出先国の上位及び FTA の状況

	1995	2000	2005	2010	2013
1	日本	日本	日本	中国	中国
2	韓国	米国	中国	日本	日本
3	ニュージーランド	韓国	韓国	韓国	韓国
4	米国	ニュージーランド	米国	インド	インド
5	シンガポール	中国	ニュージーランド	米国	米国
6	台湾	シンガポール	インド	台湾	台湾
7	中国	台湾	台湾	英国	ニュージーランド
8	香港	英国	英国	ニュージーランド	シンガポール
9	英国	香港	タイ	タイ	英国
10	インドネシア	インドネシア	シンガポール	シンガポール	マレーシア
11	マレーシア	マレーシア	インドネシア	インドネシア	タイ
12	タイ	タイ	香港	マレーシア	インドネシア
13	イタリア	イタリア	マレーシア	香港	オランダ
14	カナダ	インド	オランダ	オランダ	パプアニューギニア
15	ドイツ	オランダ	サウジアラビア	アラブ首長国連邦	香港
16	インド	サウジアラビア	南アフリカ共和国	パプアニューギニア	アラブ首長国連邦
17	フィリピン	フィリピン	カナダ	ドイツ	ドイツ
18	パプアニューギニア	カナダ	イタリア	ブラジル	フィリピン
19	フランス	ドイツ	ドイツ	ベトナム	ベトナム
20	オランダ	南アフリカ共和国	パプアニューギニア	フランス	サウジアラビア

出典：Global Trade Atlasからとりまとめ。

注．網掛けは、以下の通りオーストラリアの相手国とのFTAの状況を示す(2014年11月30日現在)。

.....交渉中

■締結済み

第 2 表は、オーストラリアの輸出先国を輸出金額の多い順に 20 カ国示したものである。2014 年 11 月 30 日現在の FTA 交渉の状況をそれぞれ示している。未発効ではあるが署名に至った韓国、日本、合意に至った中国は、締結済みと整理している。また、ASEAN 各国に関しては、インドネシアのように個別に FTA 交渉中の国もあるが、ASEAN・オーストラリア・ニュージーランドの FTA を締結していることから、締結済みと整理し、カナダについては TPP（太平洋戦略パートナーシップ協定）交渉に参加していることから交渉中と整理している。輸出額の順位で並べたのは、オーストラリアの輸入関税は既に相当に低い水準になっていることから、オーストラリアが FTA で経済的利益を追求するとすれば、相手国側の関税の引き下げ・撤廃を狙いとするところとなるため、である。近年、日本、米国、ニュージーランドの順位が下がっており、他方で、

中国、インドが順位を上げてきている。相手国との FTA 交渉状況からは、貿易額のシェアが大きい国とは軒並み FTA を進めており、締結済みか交渉中であることが看取できる。同表に登場する国・地域のうち、FTA の動きがないのが目立つのは、欧州の各国、そして台湾だが、そのうち台湾とは国交がなく、また中国と FTA 交渉をする一方で台湾とも交渉するのは難しいという背景があったと考えられる。英国、オランダ、ドイツなど欧州各国については、FTA を結ぶとすれば、これらの国々が所属する EU（欧州連合）とオーストラリアとの間での FTA ということになる。EU との間での FTA の動きはいまのところ見られないが、それには、EU の方が従来、EU の域内統合と周辺への拡大を重視し、域外との FTA 等は、基本的に近隣国・旧植民地の途上国を相手としてきた、という事情もあると考えられる。もともと、両者間の、貿易・投資を含む対話・協力の枠組み（Australia EU Partnership Framework）が、2008 年 10 月に発足しているし、近年 EU は韓国と FTA を締結（2011 年 7 月 1 日発効）し、カナダ（2009 年 6 月から交渉開始）や米国とも交渉（TTIP として 2013 年 7 月から交渉開始）するなど方針が変化してきているので、今後可能性がないとは言えない。ただ、EU 側としては、オーストラリアの牛肉や乳製品への警戒感が強いようである。

なお、近年 FTA の進捗が滞っているような印象があったが、2010 年以降、以前から交渉中の GCC（湾岸協力理事会）、日本、中国、韓国に加え、TPP、インド、インドネシア、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）と新たに交渉に入る一方で、2005 年以来交渉を続けてきたマレーシアとの FTA が 2012 年に署名、2013 年 1 月発効に至った。また、韓国との FTA は 2010 年 6 月の第 5 回の後、長らく交渉会合が開かれていなかったが、2013 年 11 月に再開し同 12 月上旬に交渉妥結が発表されるという急展開を見せ 2014 年 4 月に署名され、同年 12 月には発効した。日本とも同年 7 月に署名、2015 年 1 月に発効の運びとなった。さらに、中国との FTA は同年 11 月に合意に至ったことが発表されており、大きな進展を示している。

## 2) 徹底した関税撤廃を追求

第 2 の特徴は、徹底した関税撤廃の追求である。オーストラリアは多国間の場合 GATT、WTO でも、ケアンズグループを結成し、徹底した（農産物の）関税撤廃を主張してきた。二国間交渉においてもそのスタンスは変わらず、これまで締結した FTA では非常に高い関税撤廃率を達成している。ニュージーランド、シンガポール、タイとの FTA では相互に関税を全部撤廃、チリとの FTA でもチリ側の砂糖輸入関税の一部（関税分

類 8 桁ベースで 6 ラインの特定関税部分)を除いて撤廃を達成している。ただし、徹底した関税撤廃については、その後失速の様相があり、2010 年に発効した ASEAN、ニュージーランドとの FTA では 12 カ国共通での内容となることも理由であろうが、カンボジア、ラオス、ミャンマーを中心に、砂糖、肉類、コメ、野菜など相当程度の品目で関税が維持された。こうした実態を意識して、関税撤廃の例外の多い FTA を受け入れる地ならしをしようとしたためであろうか、ASEAN との FTA 締結の直前、2008 年 9 月の貿易政策レビュー報告書において、FTA に関して途上国を相手にする場合はあまり深い自由化を追求するのは現実的でない、との提言が盛り込まれたところである<sup>4</sup>。これは、ASEAN との協定のほか、交渉の滞っている中国との FTA も視野に入れていた可能性がある。また、中国、マレーシア、日本との交渉が長期間にわたったのも、徹底した関税撤廃に相手国が難色を示したことがその理由の一つであったと推察される。貿易上位国のほぼ全部を相手に、徹底した関税撤廃を追求する、という二兎を追う方針は、相手国によっては容易ではなかったということであろう。2014 年に署名した韓国、日本との FTA では、農水産物(関税率表第 1~24 類)を中心に多数の品目で関税が残ることとなっている<sup>5</sup>。ただ、マレーシアとの FTA では、ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド FTA の際には関税が残存した鉄鋼、自動車、コメ、果実も含めて、実質的にほとんどの品目で関税撤廃されることとなった<sup>6</sup>。また、協定本文は公表されていないものの外務貿易省のプレスリリース等によれば、中国との FTA では、中国向けの今後の輸出の伸びが期待される、牛肉、乳製品、ワイン、野菜・果実を始め幅広い品目で関税が撤廃され、特に先行して中国と FTA を締結したニュージーランドと輸出の競合する乳製品などでメリットが大きいとされている<sup>7</sup>。

ところで、米国との FTA では、米国は先進国であり、上記の貿易レビュー報告書が出る前に締結されたものであるにもかかわらず、米国側で砂糖、乳製品など多くの農産物の関税が維持された。これについてはどのように考えるべきであろうか。またこの点

---

<sup>4</sup> DFAT(2008)。

<sup>5</sup> 韓国は農水産物の全関税ラインのうち約 1 割、日本では同じく約 4 割に関税が残り、両国とも 100%を超える関税が残る品目もある。

<sup>6</sup> 関税の削減さえ行わない品目が 80 ラインあるが、酒類、タバコ、武器に限られており、いずれも宗教上等の理由によるものである。それ以外で関税が残るのは農産物 17 ラインであり、いずれも枠内関税 0%、枠外関税 10~20%の関税割当枠が設けられる。

<sup>7</sup> オーストラリア国内の農業団体から好評価を得ている。ただし、関税撤廃の対象とならなかった、コメ、砂糖の業界は不満を示した。

に加えて、豪米 FTA は、FTA の効果に関する分析が異例とも言える形で二度行われたこともあり、本書の重要論点である「貿易自由化の影響分析」にとって好例と考えられるので、以下では豪米 FTA を取り上げて詳しく論じる。

## 2. 豪米 FTA 交渉の概要

2005 年 1 月 1 日から発効した豪米 FTA 協定は、物品関税の撤廃・削減のほか、通関手続き、衛生植物検疫、貿易の技術的障壁、セーフガード、サービス貿易、投資、情報通信、金融サービス、競争政策、政府調達、電子商取引、知的財産権、労働、環境と、広範な項目をカバーする。

この協定の交渉が開始された大きな理由の一つとして、交渉開始に合意した 2002 年 11 月当時の両国のハワード政権、ブッシュ政権ともに、新自由主義を強力に信奉していたという背景が指摘されている<sup>8</sup>。特にオーストラリアにとっては、先に述べたような方針からして、輸出先として有数の相手国である米国との FTA 交渉は当然であり欠くことのできないものである。ただし、そればかりではなく、安全保障問題が重要な要素であった。特に 2001 年の 9.11 テロの後の米国にとっては、オーストラリアはテロとの戦いの信頼できる同志・同盟国であった。そもそもこの以前から、オーストラリアは、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争など、第二次世界大戦後にアジア地域で米国が加わった主要な戦いに、米国側に立って参戦している。同年 10 月からのアフガニスタン侵攻にも、2003 年 3 月からのイラク戦争にも、オーストラリアは参加した。イラク戦争に向かう米国は、欧州諸国から反対されて国際的に苦しい立場に立っていたのであり、そのなかで、米国の方針を支持するオーストラリアをおろそかにはできなかったと考えられる。こうしたなかで、豪米 FTA は、2002 年 11 月に交渉開始に合意され、2003 年 3 月に第 1 回交渉が始まったのである。

そうは言っても、経済的に見れば、米国にとってオーストラリアは、貿易額でシェア 1%の相手に過ぎず、また、オーストラリアからの砂糖、乳製品等の輸入増加を警戒する国内農業団体が強く反対していたことから、それが豪米 FTA の交渉状況にも反映して、にはさほど積極的ではなかったと考えられ、これが交渉状況にも反映して、米国側の市場アクセス改善はオーストラリアが期待したほどのものとはならなかったと考えられる。

---

<sup>8</sup> ケルシー (2011) 第 2 章。



豪米 FTA の交渉会合は 2003 年 3 月に始まり、最終的に 2004 年 2 月 8 日に決着したが、国家対投資家の紛争解決手続き、医薬品価格に関する制度、ローカル・メディア・コンテンツなど各種の争点があったもようであり、難航したとされる<sup>6</sup>。農産物貿易分野では、米国内の業界が自由化に強く反対していた牛肉、乳製品、砂糖がさいごまで争点となり、当初交渉終結目標とされた 2003 年 12 月の交渉会合で決着せず、越年することとなった。

同協定では、物品の市場アクセスに関して、農産物以外について相互に関税をほぼ撤廃した。例外はオーストラリア側の中古車輸入関税のみである。農産物に関しては、不均衡が目立つ。オーストラリア側は、即時にすべての農産物関税を撤廃するが、米国側は、砂糖、乳製品については関税撤廃を行わない。関税撤廃する品目についても、即時に撤廃する割合は 20%にとどまり、他の品目は最長 18 年をかけて徐々に撤廃するうえ、撤廃までの間はセーフガード措置が適用され得る品目もある。特に、砂糖については、市場アクセス改善が一切行われなかった。このように期待していた農産物の市場アクセスが十分に得られなかったように見えるのに、オーストラリアが FTA に合意した理由として、イラク戦争などが起こるなかで、FTA を安全保障問題と結びつけ、米国との同盟を強化することを成果とすることができたため、との指摘が<sup>10</sup>ある<sup>7</sup>。

### 3. 豪米 FTA の効果（事前の効果分析）

#### （1）事前の効果分析を行う慣行

FTA 交渉を行うに先だって、オーストラリアは、相手国との間で自由化を行った場合の利益を経済モデルを使って試算し結果を公表することが通例である。この試算等は義務づけられているものではないが、確立した慣行のようにになっている。通常は、政治自らが行うのではなく、DFAT から競争入札により公募・委託をして、民間研究機関などが実施する。

これまで実施・公表された試算をまとめたのが第 3 表である。試算の実施の仕方は様々であり、タイや中国等との FTA に関しては、二国間の共同研究において FTA の経済効果を検討する一環として計量分析を実施しているが、シンガポール、米国、ASEAN 等については、オーストラリアが一方的に分析したものである。また、韓国との 2 回目

---

<sup>9</sup> ケルシー(2011)第 2 章。

<sup>10</sup> Krever (2006)。

の試算は、民間機関による共同研究である。試算のシナリオも、当時国間の貿易を完全に自由化するというものが通例であるものの、韓国との第1回目のように「韓国がオーストラリアと FTA を結ばない場合のコスト」といった形のものもある。また、GCC との FTA を検討した報告においては、計量的な経済分析は示さず、定性的に FTA により期待される経済的利得や FTA で取り扱うべき論点を論じている。チリについても計量的な経済分析は示されておらず、これは、チリとの貿易シェアが小さい（オーストラリアの輸出先として 50 位前後）ためでもあろう。

これまでの実績を見ると、CIE（Centre for International Economics）が受託することが多い。経済モデルを使った分析が指定されることから、それに対応できる能力のある研究機関が選ばれることになり、各種の一般均衡モデルによる分析能力の高い CIE が落札することが多くなるものと考えられる。以下で詳しくみる、2 回の豪米 FTA の影響分析も、CIE が行った。

### 第3表 オーストラリアの FTA についての影響試算の実績

相手国	報告名称	実施機関	報告時期	概要	備考
シンガポール	The Cost and Benefits of A Free Trade Agreement with Singapore	ACCESS ECONOMICS Pty Limited	2001年9月	・サービス貿易の規制が実質的に削減されることにより、豪州の金融サービスで毎年8-20百万豪ドル、教育サービスで毎年50百万豪ドルの追加利益が見込まれる。	オーストラリア独自の試算
タイ	Australia-Thailand Free Trade Agreement, Joint Scoping Study	豪DFAT、タイ MOC、CIE	2002年4月	・APG-Cubedモデルで分析:即時完全自由化される場合、20年間で、豪州のGDPは66億米ドル増加(2002年3,990億米ドル) タイのGDPは252億米ドル増加(2002年1,260億米ドル)	両国の共同研究
	The Australia-Thailand Free Trade Agreement: economic effects	CIE	2004年3月	・APG-Cubedモデルで分析:20年間で、豪州のGDPは24億米ドル増加(2002年3990億米ドル) タイのGDPは68億米ドル増加(2002年1260億米ドル)	オーストラリア独自の試算
米国	Economic Impact of an Australia-United States Free Trade Area	CIE	2001年7月	・APG-Cubedモデルで分析:2006年までに完全自由化される場合、20年間で、豪州のGDPは155億米ドル増加(2000年3,820億米ドル) 米国のGDPは169億米ドル増加(2000年99,630億米ドル) ・GTAPモデルでの分析 豪州のGDPは0.34%増加 米国のGDPは0.02%増加 豪州からの対米輸出が、乳製品で354%、砂糖で2,551%増加	オーストラリア独自の試算
	Economic Impact of an Australia-United States Free Trade Area	CIE	2004年4月	・現実の豪米FTAの内容(砂糖の除外、関税の段階的撤廃等に即しての分析) ・APG-Cubedモデルで分析:2005~2025年の20年間で、豪州のGDP0.7%押し上げられ、577億豪ドル増加 ・GTAPモデルでの分析 豪州からの対米輸出が、33.49億豪ドル増加 うち、乳製品で1.13億豪ドル、牛肉で4.09億豪ドル、砂糖関連0.32億豪ドル	オーストラリア独自の試算
	Potential impact of the US FTA on the Queensland sugar industry	CIE	2003年12月	・CIE開発のGlobal Sweetener Markets model及び Queensland sugar industry modelで分析:米国の対豪州砂糖TRQが初年(2004年)に25万トン増加し、以後毎年11万トン拡大して8年目に完全自由化する場合。2015年までに豪州の砂糖産業が得る利益は、 米国の他国への割当量を維持する場合、20.46億豪ドル 米国の他国への割当量を削減する場合、22.47億豪ドル	オーストラリア独自の試算(クイーンズランド州開発省の依頼による)
アセアン、NZ	Economic benefits from an AFTA-CER free trade area Year 2000 study	CIE	2000年6月	・APG-Cubedモデルで分析:全ての関税を、2002年までに5%以下とし、2005年までに撤廃する場合、2010年までに、CER(豪州・NZ)のGDPは225億米ドル増加 AFTAのGDPは256億米ドル増加	オーストラリア独自の試算
マレーシア	An Australia-Malaysia Free Trade Agreement: Australian Scoping Study	豪DFAT(実際には、CIE)	2005年2月	・APG-Cubedモデルで分析:2007年に即時完全自由化完全自由化される場合、2027年までの20年間で、豪州のGDPは19億ドル増加 マレーシアのGDPは182億RM(64億ドル相当)増加(2003年名目1030億米ドル) ・GTAPモデルでの分析:セクターごとの影響を文章で記述	オーストラリア独自の試算
中国	Australia-China Free Trade Agreement Joint Feasibility Study	豪DFAT、MOC(実際には、Centre of Policy Studies)	2005年3月	・経済モデルによる分析では、2006年に完全自由化される場合、2006-2015年の10年間で、豪州のGDPは244億豪ドル(180億米ドル)増加 中国のGDPは5297億RMB(64億米ドル)増加 年間GDP成長率を豪州で0.039%、中国で0.042%押し上げる。	両国の共同研究
日本	joint study into the costs and benefits of trade and investment liberalization between Australia and Japan	豪州政府、日本政府	2005年4月	・豪州側の試算(APG-Cubedモデル):20年間で、豪州のGDPは0.66%増加(387億豪ドル増加) 日本のGDPは0.03%増加(274億豪ドル増加) ・日本側の試算(GTAPモデル): 豪州のGDPは1.79%増加 日本のGDPは0.13%増加 日本の農業生産は、穀物で21.1%減、乳製品で10.1%減	両国の共同研究

韓国	Costs to Korea from not entering an FTA with Australia	CIE	2006年7月	・改造GTAPモデル(動学モデル化)により試算:豪州が日本、中国とFTAを締結したと仮定し、韓国が豪州とFTAを締結しない場合の韓国の失う「得べかりし利益」は、2040年までに、GDPで1,210億米ドル(貿易転換効果と生産性向上の機会の逸失等)	オーストラリア独自の試算
	Australia - Republic of Korea Joint Free Trade Agreement Feasibility Study	ITS Global, KIEP	2008年4月	・CoPC(Centre of Policy Studies)はCGEモデルの一種MMC(Monash Multi-Country)で、KEIPはGTAP以下3つのCGEモデルで分析。KEIPは物品貿易自由化のみを、CoPSはサービス、投資の自由化も含めて試算:CoPSの試算では、2007～2020年の間で、豪のGDPは227億米ドル、韓国のGDPは296億米ドル、ベースラインよりも多くなる。等	両国の民間研究機関による共同研究
インド	Australia - India Joint Free Trade Agreement (FTA) Feasibility Study	CIE, Research and Information System for Developing Countries	2008年8月	・CIEはCIEG-Cubedモデルを使用。2010年発効のFTAで貿易と投資を完全に自由化すると想定。発効10年後のGDPは、豪で0.23%、インドで0.15%高くなる。また、発効後20年間のGDPは、豪で324億米ドル、インドで344億米ドル、ベースラインよりも多くなる。 ・RISはGTAP7により、製造業に関税のみ自由化のシナリオを試算。GDPは、豪で1.17%、インドで1.14%増加、対相手国輸出額は、豪で13.38%、インドで14.54%増加。	両国の共同研究
インドネシア	Australia - Indonesia Joint Free Trade Agreement Feasibility Study	CIE	2009年1月	・CIEG-Cubedモデルで、2010年に貿易・投資が完全に自由化されたと想定して、2030年までの各年の状態を試算。発効20年後のGDPは、豪で0.02%、インドネシアで0.23%高くなる。また、その20年間のGDPは、豪で320億豪ドル、インドで331億豪ドル、ベースラインよりも多くなる。	両国の共同研究

出典: DFAT(オーストラリア外務貿易省) ホームページの情報などからとりまとめ。

## (2) 豪米 FTA についての 2 度にわたる影響試算 (試算の「やり直し」)

豪米 FTA について、オーストラリア政府は 2001 年に影響試算を行った<sup>11</sup>。そして、2004 年 2 月に交渉が実質合意に達した後、DFAT は 2 度目の影響試算を行い、2004 年 4 月に発表している<sup>12</sup>。外務貿易省は、交渉結果が、第 1 回目の試算で前提とした「全ての関税の即時撤廃」とは異なる合意内容になり国内で議論を呼んだところから、国会承認に当たって説明が必要となることなどを考慮して再度試算をしたとする。しかしながら、試算は通常は交渉に入る利益を説明すべく交渉前に行うものであり、事前試算のシナリオ通りの交渉結果にならなかったからといって交渉後に改めて試算するというのは異例に属する。また、即時全面撤廃という 1 回目の試算のシナリオでなく、一部品目を除外して段階的に撤廃というシナリオをとる 2 回目の試算での影響予測(オーストラリアのメリット)の方が小さくなるというのが常識的な認識である<sup>13</sup>。

ところが、第 2 回目の試算においては、砂糖が市場アクセスの改善から完全に除外さ

<sup>11</sup> CIE(2001)。

<sup>12</sup> CIE(2004)。

<sup>13</sup> オーストラリア・タイ FTA についても、オーストラリア政府は実質合意後に 2 度目の試算を行っている。即時全面撤廃で試算した 1 度目に比べ、協定の妥結内容に即した段階的関税撤廃を加味した 2 度目の試算によるオーストラリアのメリットは小さくなっている(GDP の増加額でみて、約 3 分の 1)。DFAT et al. (2002)、CIE(2004b)。

れる、乳製品の関税が撤廃されないなどの合意内容を反映したにもかかわらず、オーストラリアの GDP 拡大は第 1 回目の試算（155 億ドル）の約 3 倍（577 億豪ドル）とむしろ大幅に大きくなったのである。

大きく異なる結果になった理由は、試算方法が異なるためである。その内容と背景について述べる前に第 1 回目と第 2 回目の主な結果を見ておこう（第 4 表）<sup>14</sup>。

第 4 表 豪米 FTA の影響試算：第 1 回目と第 2 回目の結果のポイント

	豪米FTA第1回(2001.6)	豪米FTA第2回(2004.4)
APG-Cubedモデル 又はG-Cubedモデル	(オーストラリア) 経済厚生:2006年で0.3%、2010年で0.4%、2020年で0.5%高くなる。 GDP:2006年で、0.33%、2010年で0.4%(20億ドル)高くなる。2020年までの20年間累計で155億ドル増加。	(オーストラリア) GDP:2015年までに、0.7%(61億豪ドル)高くなる。2005~2025年の増加分の累計はGDPで577億豪ドル、経済厚生で535億豪ドル 輸出が1.3%、輸入が1.5%増加(2025年) 投資が、2013年で1.8%増加
	(米国) 経済厚生:2006年で0.016%高くなる。 GDP:2006年で、0.02%(21億ドル)高くなる。2020年までの20年間累計で169億ドル増加。	(米国) GDP:2015年で、0.013%高くなる。 輸出が0.15%、輸入が0.1%増加(2008年頃)
GTAPモデル	(オーストラリア) GDP:0.34%増加 砂糖と乳製品で利益 ・砂糖価格は12.6%上昇、粗糖生産量7.8%増加、対米国砂糖輸出が2,551%(年間4.42億ドル)増加 ・乳製品の対米国輸出が354.3%増加 ・肉類の対米国輸出が7.8%増加	(オーストラリア) GDP:0.05%(3.74億豪ドル)高くなる。 大部分の部門で生産が増加 ・特に牛肉で3.2%、精米で2.3%増加 ・オーストラリアからの対米国輸出が、33.49億豪ドル増加(うち、乳製品で1.13億豪ドル、牛肉で4.09億豪ドル、砂糖関連0.32億豪ドル)
	(米国) GDP:0.02%増加 製造業部門で利益が大きい ・自動車・自動車部品の対オーストラリア輸出が46.6%増加 ・金属製品の対オーストラリア輸出が25.2%増加	

出典:CIE(2001)、CIE(2004a)からとりまとめ。

### 1) 第 1 回目の結果

豪米 FTA で 2006 年までに関税が全て撤廃されるとの想定で試算したものである。

豪米 FTA が無い場合に比べて、2006 年までにオーストラリアの経済厚生は 0.3%高くなり、さらに上昇して 2010 年に 0.4%、2020 年に 0.5%高くなる。米国にとっては、2006 年が最頂点で、0.016%高くなる。2020 年までの 20 年間の経済厚生の上昇分の累計（現在価額に換算）は、オーストラリアが 99 億米ドル、米国が 103 億米ドルである。

GDP は、オーストラリアで 2006 年までに 0.33%、2010 年に 0.4%（20 億ドル）高

<sup>14</sup> ここでは、マクロ経済指標である GDP、経済厚生について、APGCubed モデルないし G-Cubed モデルの結果を記載する。（3）の 1）の<モデルの比較>を参照。

くなり、米国では 2006 年までに 0.02% (21 億ドル) 上昇する。20 年間の上昇分 (現在価額に換算) は、GDP では、オーストラリアが 155 億米ドル、米国が 169 億米ドルである。

オーストラリアの対米国輸出は 0.8% 増加し、米国からの輸入は 0.4% 増加する (2006 年)。オーストラリアにとって鍵となる砂糖、乳製品部門は、米国の関税撤廃で、対米輸出が大幅に拡大する。オーストラリアの砂糖価格は 12.6% 上昇し、粗糖生産量が 7.8% 増加。対米国砂糖輸出は 2,551% (金額にすると年間 4.42 億ドル) 増加する。対世界での砂糖輸出量は 14.8% 増加。乳製品の対米国輸出は 354.3% 増加する。

米国にとっては、製造業部門の利益が大きく、自動車・自動車部品の対オーストラリア輸出が 46.6、金属製品が 25.2% 増加する。

## 2) 第 2 回目の結果

豪米 FTA 交渉が決着した後、その確定した内容に即して試算したもの。オーストラリアは 2015 年までに全ての関税を撤廃、米国は 2022 年までに砂糖と乳製品を除いて関税を撤廃する。

豪米 FTA が無い場合に比べ、2015 年までにオーストラリアの GDP は 0.7% (61 億豪ドル) 高くなる。2005~2025 年の累計で、GDP の増加は 577 億豪ドル、経済厚生増加は 535 億豪ドルである。

また、豪米 FTA が無い場合に比べて、オーストラリアの輸出は徐々に増加し、2025 年で 1.3% 拡大、同じく輸入は 1.5% 拡大する。また、投資が増加し、2013 年で最大の拡大率 (1.8%) となる。雇用の増加は徐々に拡大して、2012 年にピークの 0.3% に達する。他方、実質賃金は 2025 年まで徐々に上昇を続け 1.4% 高い水準となる。オーストラリアの大部分の部門で生産が増加する中で、特に目立つのは、牛肉の 3.2% と精米の 2.3% である。オーストラリアからの対米国輸出が、33.49 億豪ドル増加する。うち、乳製品で 1.13 億豪ドル、牛肉で 4.09 億豪ドルの増加を示す (砂糖関連は 0.32 億豪ドル)。ただし、一部の部門では、労働に比較して資本の方が安価になるため、雇用が減少する。賃金は、全部の部門で 0.2% 上昇する。

米国では、2015 年の GDP が豪米 FTA が無い場合に比べて、0.013% 高くなる。輸出・輸入は、それぞれ 0.15%、0.1% 増加する。

### (3) 具体的な試算の方法と2回の試算の比較

ここでは、2回の試算がどのような方法で行われたのかを概観し、具体的にどのようなところに違いがあるのかを見てみよう。

#### 1) 使用されたモデル

同一の機関（CIE）が試算を行っていることから、使用された経済モデルは似通っている。第1回は APG-Cubed（G-Cubed アジア太平洋）モデルと GTAP のバージョン 4、第2回は G-Cubed モデルと GTAP のバージョン 5 を使用した。

#### <APG-Cubed モデル、G-Cubed モデル>

APG-Cubed モデル及び G-Cubed モデル（以下、両者をまとめて言及するときは「G-Cubed モデル等」と言う。）は、オーストラリア国立大学（ANU）のマッキビン教授が、マクロ経済モデルと多部門の一般均衡モデルを結びつけようとする一連の研究から発展させたものであり、世界経済全体の時系列の動きと部門ごとの動きとを同時に扱うことをめざした動学的一般均衡モデルである<sup>15</sup>。

1980年代に開発した MSG2 モデルをベースに G-Cubed モデルが開発され、ここからの発展・バリエーションの形態の一つとしてアジア・太平洋地域に重点を置いた地域区分としたのが APG-Cubed モデルである<sup>16</sup>。

G-Cubed モデルのデータベースは 9 地域（米国、日本、オーストラリア、欧州、他の OECD、中国、旧ソ連・東欧、非石油輸出途上国、OPEC）、12 部門（エネルギー（電気供給、ガス供給、石油精製、石炭採掘、石油・ガス採掘）、非エネルギー（鉱業、農漁業、林業・林産物、耐久製造業、非耐久製造業、輸送、サービス））からなり、APG-Cubed モデルのデータベースは 18 地域（オーストラリア、中国、台湾、東ヨーロッパ、香港、インド、インドネシア、日本、マレーシア、ニュージーランド、OECD（欧州及びカナダ）、OPEC（インドネシアを除く）、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、米国、その他）、6 部門（エネルギー、鉱業、農業、非耐久製造業、耐久製造業、サービス）である。

#### <GTAP モデル>

GTAP（世界貿易分析プロジェクト）モデルも、経済部門の変化をコンピュータ・

---

<sup>15</sup> McKibbin et al. (1995)。

<sup>16</sup> モデルの計算式やそのデータベースは、その後発展・更新がなされているが、ここで記述するのは試算当時のものである。

シミュレーションによって分析する「計算可能な一般均衡 (CGE)」モデルの一つであり、貿易政策変更 (例えば FTA 締結) などが、世界や各国の経済部門等に与える影響のシミュレーションを行うことを目的に、米国パーデュー大学のハーテル教授を中心として開発された。多くの国や国際機関で広く利用されている貿易政策分析の標準的なモデルと言える。

データベースは順次更新されてきているが、第 1 回の分析で用いられたバージョン 4 では、1995 年を基準とする 45 地域、50 部門であり、同分析ではこれを 16 地域、24 部門に集計して使用。第 2 回試算のバージョン 5 は 1997 年を基準とする 66 地域、57 部門のデータベースであり、同試算では 10 地域、57 部門に集計して使用している。

### <モデルの比較>

G-Cubed モデル等と GTAP モデルは、ともに全世界を対象とする一般均衡モデルだが、違いも大きい。前者は、一般均衡モデルとして政策変化や部門間・地域間の相互作用を見ることができると同時に、動学モデルとして、関税率を例えば 5 年間とか 10 年間かけて段階的に削減・撤廃する状況を設定でき、政策やショック後の効果・変化を時間を追って見ることができる。また、貿易障壁がなくなる際に部門間で労働・資本が再配分されることから来る構造調整コストを算入する。

これに対し、GTAP モデルでは動学的効果の設定や補足ができず、関税撤廃は一挙動で行う設定となるし調整コストは算入されない。ただし、データベースは詳細であり地域と経済部門が細かく分けられている。

こうした特徴を理由に、2 度の試算においては、G-Cubed モデル等を、GDP などマクロ経済指標やその時系列に沿った変化の分析に、GTAP モデルを個々の経済部門別の影響分析に用いている。

### 2) シナリオ・設定の対比

2 つの試算の比較表を第 5 表にまとめた。これにより結果に大きな差が出て第 2 回目の試算の方が大きな影響となった理由がわかる。

第 5 表 豪米 FTA の影響試算：第 1 回目と第 2 回目の試算方法の比較



	豪米FTA第1回(2001.6)	豪米FTA第2回(2004.4)	
使用したモデル1	APG-Cubedモデル(18地域、6部門)	G-Cubedモデル(9地域、12部門)	
使用したモデル2	GTAPモデルversion4(16地域、24部門に集計)	GTAPモデルversion5(10地域、57部門に集計)	
シナリオ	2006年までに豪米間の貿易障壁が撤廃される。	2004年2月に実質合意した豪米FTAの内容(オーストラリアが2015年まで、米国は2022年までに段階的に関税撤廃、ただし対米アクセスに関し砂糖は変化なく乳製品はTRQが残存、など)に即した自由化を行う。	
試算に取り入れる要素等	関税	○加重平均等により部門別の関税率を算出	○加重平均等により部門別の関税率を算出
	サービス貿易	○関税相当量を計算し関税の一環として取扱い	○専門的サービスのみ対象(オーストラリアでコストが0.2%、米国で0.02%低下)
	投資	×(言及せず)	○対オーストラリア投資のリスクプレミアムが5ポイント減少
	動学的生産性向上	×(言及せず)	○輸出品との競争等により国内の生産性が上昇
	原産地規則	×(「考慮しない」: 全て原産地規則を満たすとみなす)	○オーストラリアからの繊維・衣料輸出の9割強が原産地要件を満たさないと想定(他の品目については考慮しない)
	知的財産権	×(「考慮しない」)	×(「考慮しない」)
	政府調達	×(「考慮しない」)	○オーストラリア企業の米国政府調達への参入が年間2億ドルになると想定
	競争政策	×(言及せず)	×(「考慮しない」)
	セーフガード	×(言及せず)	○オーストラリアからの牛肉輸出について2006～9年に適用されると想定
	国内補助金	×(「考慮しない」)	×(言及せず)
	検疫	×(「考慮しない」)	×(言及せず)
	国家貿易	×(「考慮しない」)	×(言及せず)
通貨単位	米ドル	豪ドル	
GDPの実績値	実額	購買力平価(PPP)に換算した数値	

出典: CIE(2001)、CIE(2004a)からとりまとめ。

注. シナリオや試算に取り入れる要素等は、G-Cubedモデル等を基準にしている。GTAPモデルに取り入れていない事項もある。

モデルのバージョンや集計が異なっていることも結果に違いをもたらすが、それは大きなものではない。シナリオは、第1回目が短期間で全ての関税を撤廃するとしたのに対し、第2回目が現実の合意を反映して長期間をかけての撤廃のうへ砂糖などに関税を一部残存したことは、むしろ影響を小さくする方向に働いたはずである。第2回目の試算で「大きな影響」をもたらしたのは、試算に取り入れた要素の違いである。原産地規則、政府調達、セーフガード<sup>17</sup>など、第1回で考慮・算入しなかった要素を取り込んで試算しているところであり、なかでも、投資と動学的生産性向上が大きく結果を左右した。投資については、豪米 FTA で海外直接投資の規制緩和されて投資コストが下がることをリスクプレミアムの低下として表現し、その低下割合を先行研究などから推定値

<sup>17</sup> 牛肉について 2006～2009 年に米国によるセーフガードが発動され、TRQ 枠数量の 110%を超える部分の輸入牛肉に 26.4%の関税がかかるとするもの。ただし、このシナリオは意味不明である。豪米 FTA では、セーフガード措置が発動され得るのは、協定発効から 9 年目～18 年目、すなわち 2013～2022 年なので、2006-2009 年に発動という想定はおかしい。更に、2006～2009 年ならばセーフガードが発動されなくとも枠外関税率 26.4%が最初から課されている。

を出した。動学的生産性向上は、関税撤廃により安くなった輸入品と競争することなどで生産性が改善するとするもので、これも、先行研究により上昇率を経済部門毎に推定値を出した。投資の促進と動学的生産性向上は、生産活動の拡大とその効率の上昇によって GDP の増大をもたらすものであるから、これらの推定値を投入して試算した結果、GDP の増大は、これらを算入しない第 1 回目のそれよりもはるかに大きなものとなったのである<sup>18</sup>。第 2 回目の試算報告自らが、GDP 拡大のうち、関税撤廃によってもたらされた部分は 3 割であり、残る 7 割はリスクプレミアムの減少によるもの（6 割）と動学的生産性向上によるもの（1 割）としている。

### 3) 試算結果の対比

2 度の試算の結果は、また、対比がしにくいようになっている。これも偶然とは考えにくい。

具体的には、以下のような点が指摘できる。

#### ① モデルが異なる

2 つの試算は同系列のモデルではあるが、違うバージョンを使用している。また、地域と経済部門の集計の仕方を異にしている。これは試算結果には必ずしも大きな差をもたらさないが、地域、部門が対応しないため、結果を突合することが困難となる。

#### ② 通貨単位が異なる

第 1 回は米ドルで表示しているが、第 2 回は豪ドルを使っている。

#### ③ GDP の値として第 1 回は実額を用い、第 2 回は購買力平価換算値を用いている

#### ④ 部門別の輸出の伸びについて、第 1 回は比率 (%) で示したのに、第 2 回は金額で示している。

### 4) 試算「やり直し」の背景

以上に見てきたことから、2 度目の試算については、あらかじめ「豪米 FTA は利益をもたらす」という結論が決定されており、それに合わせて試算方法が設定されたよう

---

<sup>18</sup> 同じ第 2 回の試算にあつて、GTAP モデルによる予測ではオーストラリアの GDP 上昇は 0.05% であり、G-Cubed モデルの 0.7% と比べてはるかに小さい。これも、主として GTAP モデルでは、投資や動学的生産性向上を算入しないためである。

に見える<sup>19</sup>。また、そうした事情にも鑑みて、結果の相違についての批判をかわすべく、試算方法を大きく変更したうえ、結果が比較しにくいように意図的に設定されたとの推察は的外れではないと考える。このような推察をするのも、試算が行われた当時の状況が想起されるからである。

すなわち、当時の状況を鑑みると、オーストラリア政府は政治的に苦しい立場に立たされていたのである。オーストラリア政府は第1回目の試算結果を貿易大臣のプレスリリースで発表し、付属の試算結果概要には砂糖の対米輸出が2,550%増加する(26倍になる)ことなどが明記された<sup>20</sup>。このような利得が期待できることが強調され、豪米 FTA の推進理由とされたことで、関係業界の期待も高まっていた。ところが、交渉の結果、砂糖輸出に関しては何一つ得るものがなかったことから、関係者の失望は大きく、オーストラリア政府、業界、野党などから厳しい批判を浴びたのである。それに対処する方法が、一つには後述する砂糖業界への補助の創設であり、いま一つが、それでも豪米 FTA には大きな経済的メリットがあることをアピールする2度目の影響試算ということであったのではないか。政治的に2度目の試算を行う必要に迫られ、しかも、その予測結果はオーストラリアにとって極めて良いものでなければならない、という要請を背景とした試算であったということである<sup>21</sup>。第2回目の試算も、貿易大臣のプレスリリースで発表され、オーストラリアに大きな経済的利益をもたらすものであり、合意したことは正しい判断であるとしている<sup>22</sup>。

## 5. 豪米 FTA のもとでの市場アクセス改善（特に農産物）

### (1) オーストラリアの期待と交渉結果

豪米 FTA 交渉について、オーストラリア国内で注目が集まったのは、物品の市場アクセス、それもオーストラリアから米国向けに輸出される農産物であった。その理由は、オーストラリアにおける農産物の地位にある。農産物輸出大国オーストラリアでも他の

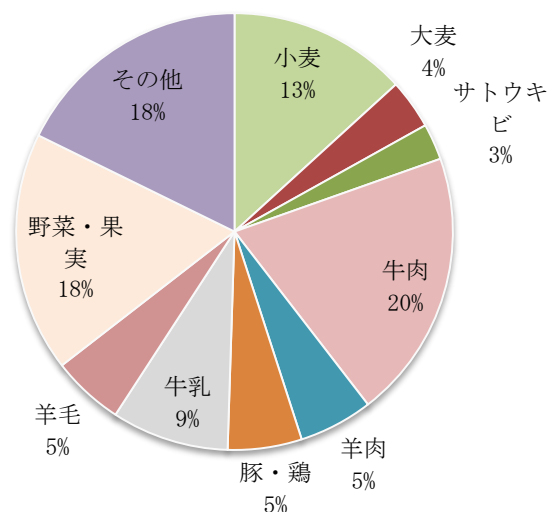
<sup>19</sup> クイーンズランド大学の経済学者クイギン教授もそのように指摘している。ケルシー(2011)第6章。

<sup>20</sup> 貿易大臣プレスリリース(2001)。

<sup>21</sup> 2003年に出された ACIL(2003)の Tasman-Global モデルによる試算では、貿易転換効果等を理由に米国との FTA はオーストラリアにとってマイナスであるとする(実質 GDP が -0.02%、消費が -0.05%)。第2回の試算には、こうした別の試算への反論の意味もあったかもしれない。また、福田(2010)の GTAP バージョン5の試算では、砂糖や乳製品で関税が残る場合、オーストラリアの GDP は 0.108%減少するとしている。

<sup>22</sup> 貿易大臣プレスリリース(2004)。

国の例にもれず、農業は、その地位を年々低下し、輸出全体の中での農産物のシェアも1割程度まで下がっている。



第1図 オーストラリアの品目別農業生産額シェア（2005-06年度）

出典：ABS(2006)からとりまとめ。

しかしながら、オーストラリア農業の存立にとって輸出は必須のものである。小麦、大麦、砂糖、牛肉、羊肉、乳製品、羊毛、などがオーストラリアの主要農産物であるところ（第1図参照）、それらは、生産量の過半が輸出されている（第6表）。すなわち、輸出がなければ成り立たない構造になっているのである<sup>23</sup>。

<sup>23</sup> これらの品目については、チーズを除いて輸入はごく僅かしか行われていない。また、第1図で18%を占めている野菜・果実は、輸出と輸入がほぼ均衡している。なお、輸出割合が100%を超えているのは、綿花については豊凶変動や在庫からの輸出によるもの、羊毛については輸出量が皮革を含む数値であるためである。

第6表 各品目の生産、輸出等（2003-04年度から2007-08年度の平均）（千トン、％）

	豪州の生産量，輸出量		
	生産量	輸出量	輸出割合
小麦	19,516	12,928	66.2
大麦	7,804	4,863	62.3
コメ	415	275	66.2
綿花	405	454	112.2
砂糖	5,026	3,862	76.8
油糧種子	2,033	901	44.3
牛肉	2,114	1,348	64.1
羊毛	502	527	103.4
羊肉	619	337	54.0
豚肉	395	70	19.2
鶏肉	795	29	3.5
バター	141	75	57.8
チーズ	374	212	56.3

出典：ABARES, Australian Commodity Statistics（各年）からとりまとめ。

第7表 オーストラリアの主な輸出品目（2005年）

対世界				対米国			
順位	品目	百万豪ドル	シェア	順位	品目	千豪ドル	シェア
1	石炭	21,825	15.6%	1	牛肉	973,084	10.5%
2	鉄鉱石	11,071	7.9%	2	アルコール飲料	906,950	9.8%
3	原油	6,281	4.5%	3	牛肉以外の食肉	420,630	4.5%
4	金	5,822	4.2%	4	乗用車	367,511	4.0%
5	アルミ鉱石	4,684	3.3%	5	原油	285,210	3.1%
6	牛肉	4,670	3.3%	6	医療機器	284,919	3.1%
7	アルミニウム	4,460	3.2%	7	航空機・航空機部品	266,910	2.9%
8	天然ガス	3,694	2.6%	8	素材(その他)	242,612	2.6%
9	乗用車	3,147	2.2%	9	医薬品	213,085	2.3%
10	小麦	2,984	2.1%	10	化学薬品	205,490	2.2%
12	アルコール飲料	2,418	1.7%	13	食品・生きた動物(その他)	172,512	1.9%
16	羊毛	2,320	1.7%	25	でん粉・グルテン	91,001	1.0%
17	牛肉以外の食肉	2,062	1.5%	26	甲殻類	90,072	1.0%
19	ミルク・クリーム	1,384	1.0%	28	果実・ナッツ	78,940	0.9%
20	綿花	1,009	0.7%				
23	チーズ・カード	841	0.6%				
25	木材チップ	827	0.6%				
26	甲殻類	820	0.6%				
27	生きた動物	815	0.6%				
28	飼料	807	0.6%				
30	大麦	742	0.5%				
	物品計	140,277	100.0%		物品計	9,263,971	100.0%

出典：DFAT(2006)からとりまとめ。

注1)上位10位までの品目と、第30位までにランクされる農林水産物を挙げた。

2)対米国は、統計上の秘匿品目等を除く。

第7表はオーストラリア政府の資料からとりまとめたものであり、オーストラリア

からの輸出品目の構成を示す。第7表の左側の対世界での輸出状況が示すように、オーストラリアからの輸出品目のなかでは農産物が比較的高い地位を占めている。米国向けの輸出（第7表の右側）にあっては、農産物の位置づけは更に高くなり、牛肉、アルコール飲料（ワイン等）が最上位品目となる。オーストラリアは米国から工業製品等を輸入する一方、農産物・食料品を対米国輸出の柱としているのである。このようにオーストラリアから米国への重要輸出品目である農産物だが、米国側では関税や割当てなどの貿易障壁を設けている。したがって、交渉に当たって、オーストラリアの農業界が関税撤廃など市場アクセスの改善に期待したのは当然と言える。

先に述べたように、豪米 FTA の交渉の結果、農産物以外については相互に関税がほぼ撤廃されることとなったのに対し、農産物に関しては、不均衡が目立ち、オーストラリア側は即時にすべての農産物関税を撤廃するが、米国側は、砂糖、乳製品については関税撤廃を行わず、特に砂糖については、市場アクセス改善が一切行われなかった。

以下で個別に、砂糖、牛肉、乳製品の3品目の豪米 FTA での取扱いと貿易実態等を見てみよう。なお、牛肉は18年間という長期間をかけてではあるものの、最終的に関税が無くなるので、関税撤廃の例外ではない。

## （2）砂糖

自由化の例外の筆頭に挙げられるのは砂糖である。オーストラリア政府は農産物3品目（砂糖、牛肉、乳製品）のアクセス改善について粘り強く要求し、当初想定 of 期限を越えて2004年まで交渉を続けたにもかかわらず、米国は砂糖についてゼロ回答のままであった。米国は、豪米 FTA 以前から GATT・WTO のもとで、オーストラリアに対して砂糖の低関税輸入枠 87,402 トンを割り当てていたが、その枠を増やすことも枠内・枠外の関税を下げるなども一切行わない、ということである（枠外関税率は 33.87 セント/kg で、枠内関税率（1.4606 セント/kg）の 20 倍以上）<sup>24</sup>。

ところで、オーストラリア外務貿易省が行った 2001 年の経済影響分析によれば、豪米 FTA で、米国が対オーストラリアの砂糖関税を撤廃することを仮定して、対米国砂糖輸出が 26.5 倍になるとしていた（CIE(2001)）。オーストラリア政府は交渉を行うメリットとしてこのことを盛んに宣伝し、オーストラリアの砂糖業界も期待をふくらませ

---

<sup>24</sup> その背景には、もともと砂糖については米国の業界の力が強いことに加えて、米国の選挙戦があったと考えられる。大山（2010）を参照。

ていただけに、米国政府のゼロ回答に対する反発は大きかった。ハワード政権は、交渉の妥結から 2 カ月後の 2004 年 4 月、砂糖産業改革プログラムを実施すると発表して、5 年間で 4.444 億豪ドルの支援措置を取ることを余儀なくされた<sup>25</sup>。

### (3) 牛肉

牛肉についても関税撤廃の例外となったかのような誤解を見かけることがある。しかし、「関税割当枠が 18 年間にわたって毎年数%程度ずつ拡大される」という点を捉えればアクセス改善はわずかに見える。しかしながら、まず、関税割当の枠内の関税は、2005 年に豪米 FTA が発効すると即時に撤廃される。そして、割当枠数量は年々拡大するにとどまるのではなく、発効から 18 年後（2023 年）には輸入枠そのものが撤廃され、枠外関税も撤廃されて完全に自由化されるのである（第 8 表）。しかも、貿易実態を見れば発効直後から実質的に自由化された状態が続いている。

第 9 表に示すのは、豪米 FTA 発効前後の牛肉輸出量である。オーストラリア牛肉の輸出全体は増加傾向にあるなかで、対米輸出は逆に発効前よりも大きく減少している。これは、2003 年末に米国で BSE（牛海綿状脳症）が発見されたためである。このため、2004 年以降、日本や韓国で、米国からの輸入は大幅に減少し、オーストラリアからの牛肉輸入が増加した。オーストラリアから、日本・韓国向けの輸出が増加したことに伴い、米国向け輸出が減少することとなった。2012 年には、41 万トンの米国の無関税枠に対して、その半分の 21 万トンしか輸出実績がなく、枠を大きく使い残す状態となっている。この状況は今後もしばらくの間続くきそうであり、オーストラリア牛肉にとって米国の関税は既に撤廃されたも同様となっている。

### 第 8 表 豪米 FTA による米国牛肉市場のアクセス改善

---

<sup>25</sup> 砂糖産業改革プログラムは、その後砂糖の国際価格が好調だったこともあり、当初の計画よりも 1 年短い 4 年間で打ち切られた。

年	米国の国境措置		
	枠数量	枠内関税率	枠外関税率
2004	378,214	4.4cents/kg	26.40%
2005	378,214	0%	26.40%
2006	393,214	0%	26.40%
2007	397,214	0%	26.40%
2008	397,214	0%	26.40%
2009	403,214	0%	26.40%
2010	403,214	0%	26.40%
2011	408,214	0%	26.40%
2012	408,214	0%	26.40%
2013	413,214	0%	24.64%
2014	413,214	0%	22.88%
2015	418,214	0%	21.12%
2016	418,214	0%	19.36%
2017	423,214	0%	17.60%
2018	423,214	0%	14.08%
2019	428,214	0%	10.56%
2020	433,214	0%	7.04%
2021	438,214	0%	3.52%
2022	448,214	0%	0.00%
2023	無制限	0%	0.00%

出典：豪米FTAテキスト。

第9表 オーストラリアの牛肉輸出

オーストラリアの輸出	(千トン)	輸出先					オーストラリア生産量(千トン)
		対世界	米国	日本	韓国	インドネシア	
牛肉	2003年	840.9	367.9	279.3	62.3	13.0	1,998
	2004年	947.9	366.2	418.9	91.1	6.3	2,113
	2005年	892.0	295.8	388.0	121.3	9.5	2,090
	2006年	973.9	302.8	403.2	156.7	19.4	2,188
	2007年	930.3	240.4	365.3	146.1	31.7	2,169
	2008年	967.7	282.1	362.6	113.0	38.1	2,138
	2009年	899.0	210.5	349.9	123.8	49.8	2,106
	2010年	937.3	160.0	351.4	139.2	45.1	2,129
	2011年	948.3	205.2	325.8	122.8	37.9	2,129
	2012年	1,013.9	206.6	298.8	137.7	28.6	2,152
	2013年	1,184.4	265.9	279.7	155.7	51.3	2,359

出典：ABARES(2014)。

注. 生産量は枝肉ベース、輸出量は実績(主として精肉ベース)。

#### (4) 乳製品

米国も乳製品輸出国であるが、国内では、酪農には保護を行っており、米国が輸入自由化に消極的な品目の一つである。



第 10 表 豪米 FTA による米国市場のアクセス改善

製品	既往対豪枠 (WTO)(トン)	豪米FTA追 加枠(トン)	毎年の追加枠拡大		枠内税率		枠外税率	
			率	初回(トン)	FTA前	FTA後	FTA前	FTA後
CHEDAR チーズ	2,450	750	3%	22.5	10～ 16%	0%	60～ 65%	同左
アメリカタイプ・チーズ	1,000	500	3%	15				
スイス・チーズ	500	500	5%	15				
欧州タイプ・チーズ	0	2,000	5%	100				
その他のチーズ	3,050	3,500	5%	175				
ゴヤ・チーズ	0	2,500	5%	125			0%	
クリーム・アイスクリーム	0	7,500 キロリットル	6%	450 キロリットル	1.5～ 10%	0%	30～ 120%	同左
コンデンス・ミルク	92	3,000	6%	180				
バター	0	1,500	3%	45				
脱脂粉乳	600	100	3%	3				
その他の粉乳	57	4,000	4%	160				
その他の乳製品	3,016	1,500	6%	90				
チーズ小計	7,000	9,750	-	452.5	-	-	-	-

出典：豪米FTAテキスト、CIE(2001)、CIE(2004a)からとりまとめ。

注：関税率は従量税で設定されているものを、従価税に換算。

豪米 FTA では、米国の乳製品輸入の完全自由化は行われなかった。しかし、アクセス改善はなされ、GATT・WTO のもとで従来オーストラリアに対して低関税率の国別関税割当枠を設けていた部分については、枠内関税を直ちに撤廃としたうえ、豪米 FTA による追加関税割当枠を設定した<sup>26</sup>。追加枠内の関税率はゼロであり、追加枠の数量は毎年拡大していく（第 10 表）。この追加枠の拡大というのは、対前年の数量に対して第 10 表に示した率で毎年拡大していく、いわば複利方式であり、しかも期限の定めは無く、未来永劫拡大を続けることとなっている。

第 11 表 オーストラリアの乳製品の輸出量等

<sup>26</sup> 枠外の関税率は従来と同じ水準に維持される。ただし、ゴヤ・チーズについては、枠外関税率が発効から 18 年後に撤廃される。乳脂肪分が 0.5%以下のものについては、アクセス改善が行われなかった。

オーストラリア の輸出	チーズ (千トン)	輸出先					オーストラリアの 生産量(千トン)
		対世界	米国	日本	韓国	中国	
チーズ	2003年	212.1	10.3	92.4	13.2	2.5	383.8
	2004年	227.7	11.9	106.5	10.4	2.5	388.4
	2005年	201.9	11.7	81.0	8.9	2.4	372.8
	2006年	212.6	13.7	96.2	8.3	3.3	363.6
	2007年	203.3	8.7	96.9	6.9	4.1	360.9
	2008年	146.4	10.6	74.4	7.0	3.0	324.6
	2009年	168.3	4.1	89.8	7.2	5.7	349.4
	2010年	163.2	2.3	84.5	8.8	5.5	338.6
	2011年	161.2	0.7	95.6	7.3	7.4	346.5
	2012年	174.1	2.8	103.9	7.0	10.4	338.3
	2013年	150.6	1.9	73.6	4.8	15.8	311.5

オーストラリア の輸出	バター (千トン)	輸出先					オーストラリアの 生産量(千トン)
		対世界	米国	シンガポール	エジプト	マレーシア	
バター	2003年	83.6	-	7.0	3.6	4.7	148.9
	2004年	69.5	-	7.1	4.4	3.4	146.7
	2005年	82.5	-	8.1	4.8	4.8	145.8
	2006年	80.7	-	6.9	7.4	4.4	133.1
	2007年	57.4	-	7.1	1.6	4.9	127.6
	2008年	70.4	-	5.1	8.5	3.7	148.5
	2009年	73.7	-	6.0	5.5	5.3	128.4
	2010年	56.0	-	5.7	1.5	3.8	122.5
	2011年	48.6	-	4.5	1.8	3.8	119.7
	2012年	53.7	-	4.5	1.9	2.1	118.2
	2013年	49.3	-	5.9	0.1	2.9	116.1

オーストラリア の輸出	脱脂粉乳 (千トン)	輸出先					オーストラリアの 生産量(千トン)
		対世界	米国	マレーシア	シンガポール	タイ	
脱脂粉乳	2003年	155.7	-	24.3	17.5	7.9	182.1
	2004年	140.8	-	22.0	20.8	8.3	189.1
	2005年	175.2	-	25.7	21.1	26.8	205.5
	2006年	160.4	-	24.3	23.0	17.9	191.5
	2007年	119.8	-	14.2	15.9	11.6	164.3
	2008年	162.1	-	14.9	17.1	9.5	212.0
	2009年	125.6	-	8.3	17.2	9.9	190.2
	2010年	155.3	-	8.3	15.7	11.5	222.5
	2011年	141.3	-	10.8	18.8	9.6	230.3
	2012年	146.7	-	13.4	18.4	12.1	224.1
	2013年	143.2	-	11.4	12.6	10.2	211.0

出典: ABARES (2014)。

このようにして、乳製品については一定のアクセス改善が行われ、例えばチーズは、従来の低関税枠が無税枠となり枠の数量も一気に2倍以上に拡大(既往の枠の7,000トンから、追加枠9,750トンを合わせた16,750トンへ)した。ところが、オーストラリア政府(農業資源経済局)の資料から実際の貿易状況を見ると、対米国での輸出量はとくに増えていない。むしろ近年は激減している(第11表)。

あるいは追加枠を設定・拡大したと言っても、実態はオーストラリアが製造・輸出をしていない種類の乳製品に多くの数量を割り当て、いわば「空手形」となっているのだろうか。それを確認する意味で、豪米 FTA によって追加の無関税輸入枠が設けられた乳製品の貿易データを関税ラインごとに拾い出し、乳製品の各枠別に集計したのが第10表である。同 FTA が発効した2005年から直近の2012年までのデータを取り、それぞれ追加分の枠数量とその枠の関税ラインに対応するオーストラリアから米国への輸入実績を並べたのが第12表である。これを見ると、どの品目についても枠が何割か埋まったり、枠を上回る貿易実績を示す年がある。従って、米国がオーストラリアに「空手形」を出した、ということではなさそうである。ただ、発効直後には輸出が急拡大したものの、その後は低迷し、近年では無税枠をわずかししか消化しない品目が多い。脱脂粉乳のように枠の数量がかなり小さいものについては、業者としても枠による足かせを考慮して積極的に輸出拡大を進めにくい、という面もあるかもしれない。しかしながら、オーストラリアから米国向け乳製品輸出の主力であるチーズについて、最近の輸出量が、豪米 FTA 以前に比較してさえ大幅に減少していることはそれで説明がつかない。FTA 発効時以後、オーストラリアドルが米ドルに対して高くなったことや中国など他国向けが増えたことも対米輸出量減少の要因かと思われるが、いずれにせよ、輸出量がこのように低迷している一方で無税枠は拡大を続けるのであるから、多くの品目については、既に自由化されているのに近いと言えるのではないだろうか。

第12表 乳製品の豪米 FTA による追加枠と同追加枠ごとの貿易実績  
(米国のオーストラリアからの輸入量。単位：トン)

		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
CHEDAR チーズ	追加枠	750	773	796	820	844	869	896	922	950
	貿易実績	796	581	466	727	628	287	127	35	121
	消化率	106%	75%	59%	89%	74%	33%	14%	4%	13%
AMERICAN TYPE チーズ	追加枠	500	515	530	546	563	580	597	615	633
	貿易実績	527	301	243	66	112	141	1	0	0
	消化率	105%	58%	46%	12%	20%	24%	0%	0%	0%
SWISS チーズ	追加枠	500	525	551	579	608	638	670	704	739
	貿易実績	336	1	38	4	45	66	0	0	189
	消化率	67%	0%	7%	1%	7%	10%	0%	0%	26%
EUROPEAN TYPE チーズ	追加枠	2,000	2,100	2,205	2,315	2,431	2,553	2,680	2,814	2,955
	貿易実績	1,634	1,528	1,308	330	1,972	621	43	980	181
	消化率	82%	73%	59%	14%	81%	24%	2%	35%	6%
OTHER チーズ	追加枠	3,500	3,675	3,859	4,052	4,254	4,467	4,690	4,925	5,171
	貿易実績	2,058	2,264	2,686	821	3,358	620	80	64	1,203
	消化率	59%	62%	70%	20%	79%	14%	2%	1%	23%
GOYA チーズ	追加枠	2,500	2,625	2,756	2,894	3,039	3,191	3,350	3,518	3,694
	貿易実績	2,333	2,334	2,382	781	0	0	0	0	0
	消化率	93%	89%	86%	27%	0%	0%	0%	0%	0%
CHEESE 小計	追加枠	9,750	10,213	10,697	11,206	11,739	12,298	12,883	13,498	14,142
	貿易実績	7,684	7,009	7,123	2,729	6,115	1,735	251	1,079	1,694
	消化率	79%	69%	67%	24%	52%	14%	2%	8%	8%
	(参考)全体枠	16,750	17,213	17,697	18,206	18,739	19,298	19,883	20,498	21,142
	(参考)全体実績	13,963	12,649	11,702	5,196	9,286	3,456	541	1,706	2,257
消化率	83%	73%	66%	29%	50%	18%	3%	8%	8%	
CREAM ICE CREAM	追加枠	7,500	7,500	8,427	8,933	9,469	10,037	10,639	11,277	11,954
	貿易実績	3,049	424	435	53	0	210	133	146	142
	消化率	41%	6%	5%	1%	0%	2%	1%	1%	1%
CONDENSED MILK	追加枠	3,000	3,180	3,371	3,573	3,787	4,015	4,256	4,511	4,782
	貿易実績	4,753	396	0	0	103	0	0	0	0
	消化率	158%	12%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	0%
BUTTER	追加枠	1,500	1,545	1,591	1,639	1,688	1,739	1,791	1,845	1,900
	貿易実績	1,387	2,593	1,744	794	1,331	1,468	627	1,821	1,123
	消化率	92%	168%	110%	48%	79%	84%	35%	99%	
DEFFATED MILK	追加枠	100	103	106	109	113	116	119	123	127
	貿易実績	0	37	1	27	0	0	0	0	0
	消化率	0%	36%	1%	25%	0%	0%	0%	0%	0%
OTHER MILK	追加枠	4,000	4,160	4,326	4,499	4,679	4,867	5,061	5,264	5,474
	貿易実績	3,808	4,291	4,697	1,576	4,269	789	706	1,987	420
	消化率	95%	103%	109%	35%	91%	16%	14%	38%	8%
OTHER DAIRY	追加枠	1,500	1,590	1,685	1,787	1,894	2,007	2,128	2,255	2,390
	貿易実績	923	2,183	1,819	1,110	1,049	1,098	2,316	1,173	1,055
	消化率	62%	137%	108%	62%	55%	55%	109%	52%	44%

資料：豪米FTAテキスト、Global Trade Atlasからとりまとめ。

## 6. まとめ

豪米 FTA 交渉に関してオーストラリアが実施した影響試算から以下のようなことが示唆される。

ひとつは、影響試算は、たとえ計量モデルを使って行われるとしても、客観的・中立的なものとは言い切れないということである。そのときどきの政治的事情などによ

って試算の内容や結果が左右される可能性もある。オーストラリアが2回の試算を行った経緯、そこでは、オーストラリアの得る利益が2回目の試算において大幅に拡大していたという事情は、それを典型的に示したものと言えるのではないだろうか。試算結果を読む際には、こうしたことに留意することが必要であろう。

いまひとつは、そのような政治的背景などを抜きにしても、試算結果はその後実際に生じる事態と食い違うことが往々にしてある、ということである。乳製品と牛肉とに関して、豪米 FTA についての試算は、2回の試算いずれの結果でも、オーストラリアから米国への輸出が大幅に拡大する。しかしながら、現実にはその逆のことが起こったのである。もちろん、これをもって、モデル分析が間違っていることにはならない。他の条件が変わらない場合に、当該 FTA の効果として何が生じるかを分析するのが計量モデルであるが、現実の世界では「他の条件」は常に変動しているのだから。逆に言えば、分析結果に近いことが現実に起きたとしても、分析が正しいと断定はできないことになる。

おそらく、これらの示唆は、他国が行う FTA などの影響試算にも当てはまることと考えられる。モデルによる分析は、FTA により生じる影響のおおまかな規模や各国や各経済部門に及ぼす得失の方向などを示すものとして有用であるに違いはないけれども、このように限界があることを認識して、その結果を過信しないこと、一人歩きさせないことが肝要であろう。

(執筆者：玉井哲也。なお、本稿において示した見解等は、執筆者個人のものであり、執筆者の所属する組織等を代表するものではない。)

#### 〔参考文献〕

大山利男 (2010 年) 『平成 21 年度カントリーレポート 米国』、行政対応特別研究[二国間]研究資料第 12 号 (農林水産政策研究所)

ケルシー、J. 編著 (2011 年)、『異常な契約』((社) 農山漁村文化協会) 原著 Kelsey, J. (ed.) (2010) *No Ordinary Deal* (Bridget Williams Books, Wellington)

近藤正臣 (2013) 『アルフレッド・ディーキン オーストラリアを創った文人政治家』(明石書店)

玉井哲也(2010)『平成 21 年度カントリーレポート オーストラリア』、行政対応特別

研究[二国間]研究資料第 11 号 (農林水産政策研究所)

玉井哲也(2009)『平成 20 年度カントリーレポート オーストラリア』、行政対応特別  
研究[二国間]研究資料第 6 号 (農林水産政策研究所)

玉井哲也(2008)『平成 19 年度カントリーレポート オーストラリア』、行政対応特別  
研究[二国間]研究資料第 4 号 (農林水産政策研究所)

福田竜一 (2010)「自由貿易協定における農産物貿易問題の影響－米豪自由貿易協定  
を対象として－」、『貿易自由化交渉の多層的展開期における農産物貿易問題の研究』(農  
林水産政策研究所) 第 5 章)

貿易大臣プレスリリース (2001) "US Free Trade Agreement Study finds benefits  
exist: 21 June 2001"

貿易大臣プレスリリース (2004) "FTA Promises Huge Wins for Australian  
Economy: 30 April 2004"

ABARES (オーストラリア農業資源経済科学局) (2014), *Australian Commodity  
Statistics 2014*

ABS (オーストラリア統計局) (2009), *Value of Agricultural Commodities Produced  
2007-08*

ACIL (2003) "A bridge too far? An Australian agricultural perspective on the  
Australian/United States free trade area idea", *Report for the Rural Industries  
Research and Development Corporation*

CIE (Centre for International Economics)(2004a), *Economic Analysis of AUSFTA:  
Impact of the bilateral free trade agreement with the United States*

CIE (Centre for International Economics) (2004b), *The Australia-Thailand Free  
Trade Agreement: economic effects*

CIE (Centre for International Economics) (2001), *Economic impacts of an  
Australia-United States Free Trade Area.*

DFAT (オーストラリア外務貿易省) (2008), *Review of Export Policies and  
Programs*

DFAT (オーストラリア外務貿易省) (2006), *Composition of Trade Australia 2005*

DFAT (オーストラリア外務貿易省) (2003), *Advancing the National Interest  
Australia's Foreign and Trade Policy White Paper*

DFAT, MOC, CIE (2002), Australia-Thailand Free Trade Agreement, Joint Scoping Study, April 2002.

Krever, Tor (2006), "The US-Australia free trade agreement: The interface between partisan politics and national objectives," *Australian Journal of Political Science*, 41:1

McKibbin, W. and Wilcoxon, P. (1995), "The Theoretical and Empirical Structure of the G-Cubed Model," *Brookings Discussion Papers in International Economics*, No. 118, (December)

WTO (2011), *Trade Policy Review Australia*, [WT/TPR/S/244/Rev.1]

WTO (2007), *Factual Presentation Free Trade Agreement Between the United States and Australia (Goods)*, [WT/REG184/3]